

特定非営利活動法人 J B C ・ C S R 基金 役職報酬・職員給与規定

第 1 条 (目的)

この規定は、特定非営利活動法人 J B C ・ C S R 基金の役員報酬および事務局職員の給与の基準等について定めることを目的とする。

第 2 条 (役員報酬)

この法人は、原則として役員報酬を支給しない。ただし、定款に定める範囲で役員に報酬を支給する場合、該当する役員に対する報酬の金額及び支払い方法については、あらかじめ理事会で決定する。

第 3 条 (事務局職員の給与)

この法人が、事務局職員へ支払う給与は、基本給及び通勤手当で構成される。

2 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を考慮して各個人ごとに理事長が決定する時間給とする。

3 通勤手当は、本人の住居からこの法人への通勤に必要な実費相当額とする。

4 給与は、各月ごとに、本人からの業務実績の報告をもとに計算し、翌月 10 日までに、各個人の指定する銀行口座への送金の方法によって支払う。

5 事務局職員の給与およびその支払いに関して必要な事項は、理事長が決定する。

第 4 条 (改廃)

この規定の改廃については、理事会で決定する。

附則

この規定は、2015 年 11 月 24 日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人JBC・CSR基金	事業年度	2019年10月1日～2020年9月30日
-----	--------------------	------	-----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
1 会費収入	1,636,000 円
2 事業収入	0 円
3 補助金等収入	0 円
4 寄付金収入	22,864,042 円
5 運用収入	158 円
6 その他収入	0 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	24,500,200 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,524,062 円	寄付
		3,720,000 円	会費・寄付
		1,560,000 円	会費・寄付
		1,500,000 円	寄付
		1,500,000 円	寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		524,165 円	事務局人件費
		96,816 円	切手代など
		75,456 円	送金手数料
		66,275 円	送金手数料
		44,000 円	チラシデザイン費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
[Redacted]	360,000円	2019/10/28～ 2020/9/28
	360,000円	2019/10/27～ 2020/9/27
	1,536,000円	2020/9/30
	360,000円	2020/9/3
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2名	535,165円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金	チェック欄
-----	---------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
 イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

○

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
2019年度	2019年10月1日 ～2020年9月30日	16人	0人	0%	3人	18.7%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である					
上記を証する書類の名称とその内容等					
定款第28条に「各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず平等なものとする」と定めている。					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	2019年度					
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	いいえ					
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい					

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	2018年度					
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無					

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔」から「㉞」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉞」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉞」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金	2019年度	
役員数		16人	
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	

役員の内訳					
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況	
				2019年度	就任・退任 年月日
分林 保弘		理事		○	2018/10/23 就任
河合 弘之		理事		○	2007/11/22 就任
神藏 孝之		理事		○	2007/11/22 就任
青木 巖		理事		○	2007/11/22 就任 2019/12/1 辞任
太田 孝昭		理事		○	2007/11/22 監事就任 2015/12/1 監事辞任・理事就任
蓑田 秀策		理事		○	2014/12/26 就任
村本 豊彦		理事		○	2014/12/25 就任
竹原 啓二		理事		○	2019/12/1 就任
加藤 英次		理事		○	2020/2/27 就任
大條 充能		理事		○	2020/2/27 就任
井上 智治		理事		○	2020/2/25 就任
関野 栄一		理事		○	2020/2/25 就任
水上 孝一		理事		○	2020/2/25 就任
島田 潔		理事		○	2020/2/28 就任
高野 克也		理事		○	2020/2/25 就任
山田 晃久		理事		○	2020/3/4 就任
増山 雅久		監事		○	2015/12/1 就任

※富士山会議の正式名称は、認定NPO法人富士山世界遺産国民会議

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人JBC・CSR基金		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
多桁式総勘定元帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	2019年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無

ロ

項 目	2019年度
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無											
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄										
	○										
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無											
<table border="1"> <tr> <td>2019年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		2019年度					無				
2019年度											
無											
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。											

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td></td> <td>設立年月日</td> <td></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 JBC・CSR基金	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
二	暴力団の構成員等の有無	無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ

JBC・CSR基金 2019年10月～2020年9月 奨学金支給明細

個人情報のため氏名・住所は記載していません

受付番号	応募枠	学校名	当初学年	2020年度学年	支給開始年度	卒業予定年度	支払日	送金合計(円)	内 給付(円)	内 貸付(円)
81100			1	3	2018	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	720,000	720,000	0
91016			1	5	2016	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
91018			1	卒	2016	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101002			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101005			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101012			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101015			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101033			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101036			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
101046			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
102001			1	卒	2017	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
111001			2	卒	2018	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
111005			4	6	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111006			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111007			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111011			2	卒	2018	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
111012			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111015			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111025			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111026			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111030			1	3	2018	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
111040			2	卒	2018	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121002			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121003			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121004			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121006			3	卒	2019	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121007			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121009			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121010			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121011			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121012			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121014			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121017			3	卒	2019	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121018			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121019			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121020			3	4	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0

JBC・CSR基金 2019年10月～2020年9月 奨学金支給明細

個人情報のため氏名・住所は記載していません

受付番号	応募枠	学校名	当初学年	2020年度学年	支給開始年度	卒業予定年度	支払日	送金合計(円)	内 給付(円)	内 貸付(円)
121021			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121023			3	卒	2019	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121024			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121025			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121027			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121030			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121031			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121034			1	2	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121035			2	3	2019	2021	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121036			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121037			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121038			3	卒	2019	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121039			3	卒	2019	2019	2019/10/10 ～2020/3/10	180,000	180,000	0
121040			2	3	2019	2020	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
121041			1	2	2019	2022	2019/10/10 ～2020/9/10	360,000	360,000	0
131003			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131006			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131007			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131009			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131011			1	1	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131012			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131014			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131015			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131017			1	1	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131018			1	1	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131020			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131022			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131024			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131026			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131029			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131032			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131033			1	1	2020	2022	2020/8/21 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131036			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131037			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131038			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131039			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0

JBC・CSR基金 2019年10月～2020年9月 奨学金支給明細

個人情報のため氏名・住所は記載していません

受付番号	応募枠	学校名	当初学年	2020年度学年	支給開始年度	卒業予定年度	支払日	送金合計(円)	内給付(円)	内貸付(円)
131041			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131044			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131045			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131046			4	4	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131049			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131052			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131054			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131055			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131056			1	1	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131059			2	2	2020	2020	2020/9/16	180,000	180,000	0
131061			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131063			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131064			1	1	2020	2023	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131065			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131074			1	1	2020	2022	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131075			2	2	2020	2021	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
131076			3	3	2020	2020	2020/8/17 ～2020/9/10	180,000	180,000	0
合計							89名	22,320,000	22,320,000	0